

議 第 469 号

平成26年12月11日提出

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部改正について

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例の一部を改正する条例

熊本市議会の議決に付すべき公の施設に関する条例（昭和39年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第3条第3号を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（提出理由）

自動車運送事業の廃止に伴い、必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。